

潮平地区 認定こども園へ移行に関する地域説明会 Q & A

日時：平成 29 年 8 月 4 日（金）19:00～

場所：糸満市立潮平幼稚園

1. 利用申込み等に関する質疑																					
問	答																				
Q1. 認定こども園に移行したら、1号認定と2号認定の選考基準はどうなりますか。	A1. 公立幼稚園から移行する認定こども園を利用希望する2号及び3号認定子どもにおいては、保育所同様、校区制ではなく、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。一方、1号認定子どもにおいては、校区内の子どもを優先して選考していくこととします。																				
Q2. (仮称)潮平こども園は、5歳児は2クラス編成とのことですが、定員は何人でしょうか。	A2. (仮称)潮平こども園の平成30年度の定員は、次のとおりになる予定です。 <table border="1" data-bbox="1249 794 1827 1040"> <thead> <tr> <th></th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>13</td> <td>30</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>60</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>		4歳	5歳	計	1号	13	30	43	2号	12	30	42	3号	—	—	—	計	25	60	85
	4歳	5歳	計																		
1号	13	30	43																		
2号	12	30	42																		
3号	—	—	—																		
計	25	60	85																		
Q3. 2号認定の子どもを(仮称)潮平こども園へ転園させたいと考えていますが、申込みを行えば、入所できますか。	A3. 2号認定の転園での利用申込については、これまで通りの利用選考基準に基づき、保育の優先度が高い方から入所できるよう調整してまいります。																				
Q4. 認定こども園の1号認定はどこが行いますか。	A4. 市長 が行います。																				
Q5. 認定こども園では、土曜日の保育や延長保育は実施しますか。	A5. 1号認定については、保護者が家庭で保育ができること等を前提としていますので、夏休み等の長期休業日の保育、土曜日の保育、月から金曜日までの延長保育は行いません。																				

	<p>2、3号認定については、標準時間、短時間利用区分に応じて、長期休業日の保育、土曜日の保育、月から土曜日までの延長保育が利用可能です。月64時間以上の短時間パートで勤務している方は、2号認定を受けて入所することにより認定こども園での保育を受けることが可能です。</p>
<p>Q6. 認定こども園では、延長保育は何時間ですか。</p>	<p>A6. 2、3号認定の標準時間認定利用者については、平日のみ18時30分から19時30分までの1時間、延長保育を利用できます。</p> <p>2、3号認定の短時間認定利用者については、平日が7時30分から利用開始時間までの間、また、利用終了時間から19時30分までの間で、延長保育を利用できます。土曜日が7時30分から利用開始時間までの間、また、利用終了時間から17時までの間で、延長保育を利用できます。</p>
<p>Q7. 現在、子どもが別の認可保育所に通園しています。(仮称)潮平こども園に2号認定で入園する場合はどのようにになりますか。</p>	<p>A7. 転園の申込みが必要となります。新規申請児童と同様に利用選考基準に基づき、利用調整を行います。</p>
<p>Q8. (仮称)潮平こども園の入園申込はどこで行いますか。</p>	<p>A8. 入園申込は、糸満市役所児童家庭課の窓口で申請を受け付けます。</p>
<p>Q9. 現在、潮平区域内の小規模保育事業を利用していますが、(仮称)潮平こども園に移行することで、3歳児以降の連携施設は変更になりますか。</p>	<p>A9. 平成30年度において連携施設の変更は想定しておりません。潮平幼稚園に関しては、認定こども園に移行する際、3歳児からの複数年保育を実施するために、3歳児、4歳児、5歳児の定員を設けることが望まれます。しかし、兼城ハイツの北側に整備中の民間の幼保連携型認定こども園1か所の整備の遅れによって、5歳児の受け皿が不足することから、平成30年度に限り、4歳児、5歳児の定員設定としてスタートすることになります。</p> <p>ただし、平成31年度は、潮平区域内に在る小規模保育事業の3歳児卒園後の連携施設になる予定です。</p>
<p>Q10. これまでは、教育委員会から幼稚園の入園案内が送られてきましたが、今後もこのような通知を送りますか。</p>	<p>A10. これまで通り、入園申込が始まる前に、糸満市内にある保育施設等の案内通知を対象世帯に送付します。</p> <p>また、市の広報誌やホームページにも入園申込に関する情報を掲載しま</p>

	す。入園申込に関しては、新規申込みの方は市役所まで申込用紙を受け取りに来所していただくか、糸満市のホームページから様式をダウンロードのうえ、印刷してご利用いただくことになります。
2. 給食提供に関する質疑	
問	答
Q1. 認定こども園では、給食の提供はありますか。	A1. 給食の提供は、ケータリング業者による外部搬入を予定しております。

※類似している質疑に対しては集約してありますので、ご了承ください。